

道路法令関係Q&A

路上駐車場について

道路局路政課

(道路局路政課 A係長と新人B係員)

ピーンピーント ピーンピーント

B..係長、お電話です。

A..はいはい。

(はあはあ、それはですね・・・ということになるんじゃないかと。カチャン)

うーむ、やっぱりきたか。

B..なんだったんですか？

A..渋谷公園通りに有料占用ゾーンを作るって新聞報道があっただろ。その問い合わせ。

B..ああ、あれですか。五分、一〇分止められるだけでも結構な渋滞が出来たりするから、対策があったほうがいいですね。

A..そうだな。で、方法論を勉強しなくちゃいけないくなるわけだ。よし、それじゃ今日は駐車場と道路について基本を勉強してもらおうか。

都市部においてとられている違法駐車対策ってどんなものがあると思う？

B..はい、大きく分けて二つ。取締りと駐車場の

設置です。あと、環境目的だったと思いますが、ノーカーデーみたいな車をあまり使わない運動

つても効果があるように思いますが。
A..うん、ま、環境系は主目的は排出ガスを減らすとか騒音を下げるとかだから目的が違うけど、副次的効果はあるね。なんと言っても、車に乗ってなければ違法駐車のようにがないからな。でも、他力本願だけでは片付かないから、

道路管理者が採れる対策について考えてみよう。なにか思いつくかな？

B..はい、駐車場の整備です。

A..そうそう。でも、一口で駐車場って言ってもいろいろあるんだよ。路外のは分かるだろうけど、路上にも止められるようになってるんだよ。どんなものを思いつく？

B..えーっと、パーキングメーターで止めたことがありますね。他にもあるんですか？

A..ある。でも、パーキングメーターは間違いだ

よ。こいつは都道府県の公安委員会が設置するものだけど、駐車場ってわけじゃないんだ。道路交通法第四十九条に基づく、長時間の駐車を減らすためのもので、時間制限駐車区間に設置されるものなんだ。駐車車の回転を早めて最小限の駐車需要には応じて交通の安全と円滑を図るという趣旨のものなんだ。

B..へえ、そうなんですか。てつきり駐車場の一種って思っていましたよ。

A..まあ、知らないと一緒にしても無理もないな。でも、制限時間を超えて駐車した時には罰則が待ってるから憶えておいたほうがいいね。じゃ、道路法における駐車場は？

B..そうか、確か、道路法第二条に道路附属物として設けるもので、路上駐車施設がありましたよね。

A..そうそう。路上駐車場は、歩道と接続して、かつ車道とは工作物により分離して設けられるものなんだ。でも、道路法第二十四条の二で料金徴収は出来るから、似たような機械で徴収したらパーキングと見分けがつきにくいかもね。
B..ただで止められたほうがうれしいなあ。道路は本来無料なんだし。

A..まわりの民間駐車場が困るだろ。民業圧迫なるし、受益者負担の観点からも料金徴収が出来るほうが社会通念にあつてと思うよ。

ところでも他にもあるんだが・・・。

B・・駐車場法における駐車場ですか？

A・・お、よく勉強してるな。説明してみて。

B・・あ、いえ、今、法令データ提供システムで駐

車場で検索してみたら出てきたので言ってみただけで・・・。

A・・（意外に手が早いな。それとも流れを読まれたのか？）しようがないな、教えてやろう。

駐車場法第五条でこちらも路上駐車場を設けられるんだけど、道路法と違うのは設置者が地

方公共団体ってところだね。都市計画上の位置

付けで設置するので、都市計画部局の仕事にな

るね。駐車場整備地区というのを定めて、地区内の道路につくるんだ。

B・・ふーん、色々あるんですね。

A・・まあ、これ以外にも路外駐車場があるし、一

般車対象よりも話を広げれば、タクシー乗場と

かもあるし、駐車場の世界も結構深いんだ。そ

ちらも勉強しておいたほうが・・・おっと。

B・・（う、いつもの宿題パターン。なんとかごま

かせないかな）

ピーンピーント ピーンピーント

A・・しかし、この電話の呼び出し音、何とかならんのかな。

B・・（助かったー）個人的で面白いではないですか。前の係長、大事にしておられたんですか

ら。

A・・確かに個人的だけど、俺は普通のがいいな。

一体どこから出てきたのやら・・・。

ピーンピーント ピーンピーント

<参考>

道路交通法

第四十九条（時間制限駐車区間）

公安委員会は、時間を限つて同一の車両が引き続き駐車することができる道路の区間であることが道路標識等により指定されている道路の区間（以下「時間制限駐車区間」という。）について、当該時間制限駐車区間における駐車 of 適正を確保するため、パーキング・メーター（内閣府令で定める機能を有するものに限る。以下同じ。）を設置し、及び管理するものとする。

道路法

第二条（用語の定義）

2 この法律において「道路の附属物」とは、道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他道路の管理上必要な施設又は工作物で、次に掲げるものをいう。

六 自動車駐車場で道路上に、又は道路に接して第十八条第一項に規定する道路管理者が設けるもの

第二十四条の二（自動車駐車場の駐車料金及び割増金）

道路管理者は、道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）で定めるところにより、自動車駐車場に自動車を駐車させる者から、駐車料金を徴収することができる。ただし、道路交通法第三十九条第一項に規定する緊急自動車その他政令で定める自動車が駐車する場合には、この限りでない。

駐車場法

第五条（路上駐車場の設置）

第四条第一項の規定により駐車場整備計画（同条第二項第四号に掲げる事項が定められているものに限る。）が定められた場合においては、地方公共団体は、その駐車場整備計画に基づいて路上駐車場を設置するものとする。